



申請が必要な人へ

【10万円給付】令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯への臨時特別給付金を受給するには、申請が必要な場合があります。申請が必要な人には、申請書類を1月14日(金)から送付しますので、同封する返信用封筒で返送してください。

対象

- 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～令和3年9月30日生まれの児童を養育している人
- 令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれの新生児を養育している人（どちらも所得制限があります）

※児童養護施設などに入所中の児童の分は、入所先に支給されます

申請が必要な人

- 高校生世代の児童のみを養育する世帯（父母などのうち、所得が高い方が申請者になります）
- 勤務先から児童手当を受給している公務員

※この他の世帯は申請不要で、12月27日から順次振り込みを開始しています

※審査の結果、給付金の対象とならない場合があります

※児童の住所地が市外の場合、案内が送付されないため、市子ども課までお問い合わせください

申請期限

3月31日(木)

※3月に出生した児童については、お問い合わせください

詳しくは、市のホームページをご覧ください。



市のホームページ

問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121

【10万円給付】住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人へ支援を行うため、住民税非課税世帯、家計急変世帯へ臨時特別給付金を給付します。

	住民税非課税世帯	家計急変世帯
対象	令和3年12月10日時点で、金石市住民基本台帳に記載され、世帯員全員の「令和3年度分の住民税均等割」が非課税である世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯は対象外です	「令和3年度分の住民税均等割」が課税されている世帯で、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯 ※新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少した場合は対象外です
給付額	1世帯当たり10万円	
申請方法	2月中に該当する世帯へ市から確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市地域福祉課に返送してください。	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を確認しますので、市地域福祉課へご相談ください。その際は収入の減少が確認できる書類※を持参してください ※例）給与明細、源泉徴収票、令和3年分所得の確定申告書、預金通帳の写しなど

問い合わせ 臨時特別給付金センター ☎0120-526-145

市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177 〒026-0025 大渡町3-15-26